

# 令和5年度 鯉沢中学校 部活動に係る活動方針

## 1. 部活動の目的

- (ア) スポーツや文化活動に親しみ、生涯にわたり豊かな生活を送るための資質や能力を育てる。
- (イ) 技術や体力の向上を目指し、心身共にたくましく、健康な体をつくる。
- (ウ) 異年齢集団での自主的・自発的な活動を通じ、社会性を身につけ人間関係形成能力を高め、民主的で自治的な活動集団をつくる。

## 2. 部活動の位置づけ

- (ア) 入部は希望制とする。指導は全教職員で当たる。
  - \*部活動主任を設置し、部活動の目的が達成されるよう組織的・効果的に運営する。
- (イ) 部活動は生徒会活動の一部であり、授業や生徒の健康・安全の妨げにならないようにする。また、他の活動ともバランスをとる中で活動を行う。
- (ウ) 部活動は定められた活動日・活動時間の範囲内で計画的に行う。

## 3. 部活動の所属・変更

- (ア) 各学年とも入部届は年度更新とし、4月に入部届を提出する。なお、1年生は部活動見学などを通して、4月中をめどとして入部届を提出する。
  - \*1年生は選手権に参加（見学）したい場合は担任、顧問に申し出る。
- (イ) やむを得ない理由で活動を継続できない場合は、担任、顧問、保護者とよく相談した上で、退部、変更ができる。
- (ウ) 生徒の希望によって、体操競技、水泳、空手等、クラブに所属している生徒が教育内大会に参加することをサポートする。

## 4. 活動日・活動時間

- (ア) 生徒の健康に留意し、学期中は週あたり2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日、土日で1日以上以上の休養日）週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。1日の活動時間は、平日では2時間程度とする。学校の休業日は3時間程度とする。
  - \*週休日・休日等における年間の指導回数は、70日以内を厳守する。
- (イ) 朝練習については、顧問の指導のもと7時30分～8時10分まで行うことができる。
- (ウ) 放課後の活動については、下校時刻を厳守すること。下校時刻10分前には活動を終了し、下校を促すようにする。
  - \*月曜は委員会優先日、火木曜は学級優先日、水金曜は部活優先日とする。
- (エ) 週休日、休日の部活動は事前に活動計画を提出する。（ホワイトボードに記入）
  - 月の活動予定を提出し、ホワイトボードに貼っておく。
  - 練習試合、招待試合などに参加する場合は、事前に校長の許可を受ける。
- (オ) 3日以上以上の連休中の活動（長期休業を除く）については、（連休数）÷2（割り切れなかった場合は切り上げ）まで認める。
- (カ) 長期休業中の週休日は活動をしない。
- (キ) 学校閉庁日・年末年始休業は活動をしない。

## 5. 活動時間の延長・活動日の拡大

- (ア) 教育内大会(選手権・総体・新人戦) 2週間前の週休日は、両日とも活動してもよい。その場合は休養日を他の日に振り替えること。
- (イ) 週休日・休日の活動が半日を超える場合(練習試合等)は、学校長の許可を得ること。
- (ウ) 特別な事情で活動時間の延長・活動日の拡大が必要な場合は、校長の許可を得て職員にも周知して実施すること。

## 6. 活動の休止

- (ア) 中間テスト3日前、期末テスト1週間前から終了日まで、実力テストの前日は部活動を停止する。
- (イ) 職員会議、校内研究等、全体で顧問教師が指導できない場合は、活動をしない。
- (ウ) 学園祭の取組期間中は、部活動を休止する。

## 7. 練習試合・大会参加について

- (ア) 練習試合、大会・コンクール参加は、生徒の発育発達から見て無理のない範囲とする。
- (イ) 連盟・協会主催の大会参加については年度当初に計画を立て、練習試合等を含め、生徒にとって負担過重にならないよう精選する。参加の場合、学校長の許可の上で交通手段も含めて、保護者には事前に説明、理解を得て参加する。

## 8. 安全管理と事故防止

- (ア) 生徒の健康観察を適切に行うとともに、決して無理をさせないこと。
- (イ) 学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- (イ) 施設、用具の使用 방법에従い正しく使用し、事故が起きないように常に注意するようにする。
- (エ) 活動時の気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給、休憩時間を設けるなど、熱中症に十分注意する。
- (オ) 事故発生時の対応については、マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立する。

## 9. 保護者会等

- (ア) 部活動にかかる費用は、保護者の負担軽減を念頭に置いて、最小限に抑える。  
※専門部や協会を通じてのTシャツ等の販売および部ごとのウェア等の購入は、保護者の理解を求め、強制はしない。

## 10. 外部指導者及び部活動指導員

- (ア) 県小中体連の規定に基づき、学校長が承認し依頼した者で各専門部へ登録申請を行い、承認を受けた者を外部指導者とする。
- (イ) 富士川町教育委員会の任命した者を部活動指導員とする。

## 11. その他

- (ア) 休日の部活動(練習試合を含む)及び大会時の自転車の使用は、鵜沢中学校自転車使用規定によるものとする。
- (イ) 大会参加も含め、活動の際は「学校生活の決まり」に準ずる。
- (ウ) 特に週休日・休日の活動については、健康観察をしっかりと行うなど、健康や安全に留意して活動を行う。(救急医などの確認もしておく)